

忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認 4月7日(日)から13日(土)は春の火災予防運動です

運動期間中は、午後7時にサイレンを鳴らします。火災と間違えないよう、ご注意ください。



山火事防止 4つのポイント

- ・枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。
- ・たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する。
- ・強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- ・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いながらは必ず消し、投げ捨てない。



住宅火災 7つのポイント

- ▶ 3つの習慣
 - ・寝たばこは絶対やめる。
 - ・ストーブは燃えやすいものから離して使う。
 - ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ▶ 4つの対策
 - ・逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
 - ・寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防火品を使用する。
 - ・火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する。
 - ・お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。

消防団火災防禦訓練を実施します

春の火災予防運動につき、消防団の火災防禦訓練を町内3か所で実施します。

- ▶ 日時
4月7日(日) 午前10時～正午
- ▶ 実施場所
 - ・午前10時～ 矢場崎町内
 - ・午前10時40分～ 紀久栄町町内
 - ・午前11時20分～ 下山内町内

※当日は、消防車がサイレンを鳴らして走行します。火災と間違えないようご注意ください。



重大な消防法令違反のある建物を公表する制度が 2020年4月1日から始まります

2020年4月1日から、「違反対象物の公表制度」が始まります。本制度は、建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用できるよう、消防本部が保有する建物の火災危険に関する情報（重大な消防法令違反）を町ホームページで公表するものです。

- ▶ 公表の対象となる建物
集会所、飲食店、物品販売業を営む店舗、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設等
- ▶ 公表の対象となる違反
消防法令により設置が義務づけられている、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が未設置であること
- ▶ 公表する情報
建物の名称及び所在地、違反の内容のほか、消防長が必要と認める事項
- ▶ 公表する時期
立入検査の結果を通知した日から14日以上経過した日において、なお同一の違反が認められるとき

お問い合わせ 町消防署 (☎852・2028)

もしもの災害に備えよう！

自主防災組織等の結成・活動を支援します

現在、全72町内会（ななくら含む）のうち21町内会で自主防災組織が結成されています。町では、さらなる結成と活動を支援するため、以下の支援を行っています。

①防災講座などの出前講座を受け付けます

町では、昨年度に自主防災組織育成リーダー3人を任命し、出前講座や防災訓練など、延べ20件ほど派遣してきました。

出前講座では、防災について、ゲーム形式やグループワークで学ぶなど、様々なメニューをご用意しています。

老人クラブのサロン等での講座も可能です。出前講座を希望する場合は、まずはお問い合わせください。



古川町自主防災会では、防災学習会を実施しました

②町自主防災組織等活動支援助成金

町では、「町自主防災組織等活動支援助成金」を使用する団体を募集しています。

助成限度額は2万円で、炊き出し訓練のための材料代や消耗品費などに活用できます。昨年度は10団体が助成金を活用しました。

現在、自主防災組織の結成を検討している町内会なども活用が可能です。この機会に町内会で災害に備え、防災について考えてみませんか。



助成金を活用し、早朝防災訓練を実施した湯ノ又自主防災会

参加団体を募集 町総合防災訓練を実施します

5月26日(日)に、町総合防災訓練を実施します。訓練に合わせて防災訓練を実施する自主防災組織・町内会等を募集します。

各地域の実情に合わせた災害を想定し、訓練内容を組み立て、一緒に訓練を実施しましょう。

参加団体は「町自主防災組織等活動支援助成金」を活用することもできます。

▶ 募集締め切り 4月26日(金)



町と町内民間社会福祉施設が福祉避難所の協定を締結



3月25日(月)、大規模災害時に避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者を滞在させる福祉避難所について、町と町内の民間社会福祉施設が福祉避難所の協定を締結しました。同日に役場で行われた締結式には、渡

邊町長と各福祉施設の代表者が出席し協定書を締結、今後の協力に向けて握手を交わしました。今後、町との訓練などを通して、具体的な災害対応について確認するとともに、福祉避難所運営マニュアルなどへ反映していきます。

お申し込み・お問い合わせ 町住民生活課 (☎852・5112)